

## 一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行いますので、ご参加いただきたくお知らせします。

令和8年1月16日

秋田県北部老人福祉総合エリア

所長 浮田 徳夫

### 1. 競争に付する事項

#### (1) 入札名

芝・樹木管理業務委託契約

#### (2) 履行場所

秋田県北部老人福祉総合エリア

大館市十二所字平内新田237-1

#### (3) 契約内容

別紙「芝・樹木管理業務仕様書」のとおり

#### (4) 契約方法

一般競争入札

#### (5) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年）

#### (6) 契約者名

名 称 秋田県北部老人福祉総合エリア

代表者 所長 浮田 徳夫

住 所 大館市十二所字平内新田237-1

電 話 0186-47-7070

### 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 入札日現在で秋田県内に本社、支店又は営業所等を有していること。

(2) 入札日現在で地方公共団体等から入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 入札日現在で会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 造園施工管理技士若しくは造園技能士が常勤していること。

(5) 過去5年間において、本契約と同種及び同等規模の契約を複数年にわたり締結したことがあり、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。

### 3. 競争入札執行の場所及び日時

#### (1) 入札場所

秋田県北部老人福祉総合エリア 会議室

※入札参加者以外は入札会場への入室はできません。

#### (2) 入札日時

令和8年2月10日（火）午前10時00分

### 4. 入札参加申込

#### (1) 入札参加申込書の提出方法

秋田県社会福祉事業団ホームページ (<http://www.fukinoto.or.jp/>) からダウンロードし、郵送又は直接窓口へ提出すること。

#### (2) 入札参加申込書の受付期間

令和8年1月16日（金）～令和8年2月6日（金）

（※土・日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

#### (3) 入札参加申込書の提出先

秋田県北部老人福祉総合エリア事務所

#### (4) 確認書類の提出

「2 競争に参加する者の必要資格に関する事項 (4) (5)」について確認書類の提出を求めることがあります。

### 5. 入札に関する事項

#### (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

#### (2) 入札書記載金額

消費税を差し引いた金額を記載すること。

（当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が契約額となる。）

#### (3) 入札執行回数

ア) 入札は3回までとし、3回目も不落になった場合は、3回目の入札金額の最も低い入札者と協議を行うものとする。

イ) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、抽選によって落札者を決定する。

#### (4) 入札書の無効

ア) 入札参加資格がない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者が入札した場合。

イ) 記名押印がない場合。

ウ) 入札金額を訂正している場合。

(5) 入札の辞退

- ア) 入札に参加した上で入札を辞退する場合は、入札書の金額の欄に「入札辞退」と記入して提出すること。
- イ) 入札開始時刻を過ぎても着席していない場合は、入札辞退とみなすものとする。

(6) 持参するもの

- ア) 委任される方は委任状
- イ) 入札書 3枚 (予備3枚)
- ウ) 封筒 3枚 (予備3枚)
- エ) 印鑑、ボールペン、のり

6. その他

- (1) 本入札について質問等がある場合には、令和8年2月6日（金）午後5時までの間に書面（様式任意、FAX提出可）により、下記問合せ先まで申し出ることができる。
- (2) 提出された申込書等は返却しません。
- (3) その他不明な点は、下記まで問合せのこと。

〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1  
秋田県北部老人福祉総合エリア 管理事業課 金澤、工藤  
・電話番号 0186-47-7070  
・FAX 0186-47-7071

# 入札参加申込書

令和 年 月 日

秋田県北部老人福祉総合エリア

所長 浮田徳夫様

住 所

事業所名

代表者名

(印)

電話番号

秋田県北部老人福祉総合エリアの芝・樹木管理業務委託契約に係る一般競争入札に参加いたします。併せて、入札案内に定める競争入札に参加する者の必要資格に関する条件を満たすことを誓約します。

(様式第26号)

(再・再々)

## 入札書

令和 年 月 日

秋田県北部老人福祉総合エリア

所長 漢田徳夫様

代表者が入札する場合	代理人が入札する場合
住所	商号又は名称
商号又は名称	代理人住所
代表者名	代理人氏名

次のとおり入札します。

入札に付する事項		芝・樹木管理業務委託契約			
入札金額					
契約名	規格・品質	数量	単位	金額 (消費税抜)	備考
芝・樹木 管理業務	芝・樹木管理、 冬囲い業務	3	年	円	

(注意)

1. 入札金額は、アラビア数字で記載すること。
2. 当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

(様式第27号)

## 委任状

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県北部老人福祉総合エリア  
所長 浮田 徳夫 様

(住所)  
私は (受任者住所氏名) (氏名) \_\_\_\_\_

使用する印	
-------	--

を代理人と定め、(入札に付する事項) 芝・樹木管理業務委託契約 の

入札に関する一切の権限を委任します。

住 所

商号又は名称

氏 名

印

# 芝・樹木管理業務仕様書

本仕様書は、秋田県北部老人福祉総合エリアで委託する芝・樹木管理業務に関する仕様の概要を示す。

## 1. 業務概要と委託期間

- (1) 施設構内における芝・樹木環境美化整備維持管理とする。
- (2) 委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

## 2. 特記仕様

- (1) 委託業務の内訳は下記のとおりとする。

種 目	内 訳	数量	摘要
樹木管理業務			
樹木内除草	多目的広場北側及び周辺	521本	年2回
樹木薬剤散布	多目的広場北側及び周辺	260本	年1回
人力除草	ロータリー、歩道等にある植栽 (ギボウシ、コグマササ、ドウダンツツジ シバザクラなど)	640m <sup>2</sup>	年2回
樹木剪定	低木植栽(メギ、ヤマブキ、ユキヤナギ キンロバイ、アベリア、ニシキギなど)	200m <sup>2</sup>	年1回
芝管理業務			
芝刈り(張芝地)	多目的広場	10565m <sup>2</sup>	年4回
芝刈り(芝地・草地)	法面及びテニスコート周辺	9145m <sup>2</sup>	年2回
	多目的広場周辺、他		
樹木冬囲い業務(撤去も含む)			
添い竹しづり	①ドウダンツツジ	380本	
(545本)	②ドウダンツツジ(玉)	50本	
	③イチイ	45本	
	④ブンゲンストウヒ	12本	
	⑤シャクナゲ	58本	

- (2) 実施期間

### ア)樹木管理業務

- ・8月上旬(お盆前)、9月下旬の年2回実施すること。
- ・ロータリー及び、周辺の除草は8月上旬(お盆前)、9月下旬の年2回実施すること。

### イ)芝管理業務

- ・6月中旬、8月上旬(お盆前)、9月上旬、10月上旬の年4回実施すること。

### ウ)薬剤散布

- ・芝・樹木の状況により適に実施すること。

### エ)樹木冬囲い業務(撤去含む)

- ・11月下旬から3月下旬

- (3) 倒木復旧

強風災害等により倒木、傾斜木などが発生した場合には以下のとおり対応すること。

### ア)幹折れした樹木は、幹を切断して撤去する。

### イ)枝折れに対しては、道路通行等に支障を及ぼしている損傷部を切断して撤去する。

#### (4) その他

- ・薬剤は、環境に配慮し、行政機関等の許可がある安全な人畜無害の物を使用のこと。
- ・芝刈り、草刈除草後の草は指定の場所へ処理すること。
- ・業務の実施に要する機械、器具及び燃料は、すべて受託者の負担のこと。
- ・すべての作業実施前後にあたっては、都度、エリア所長に報告の上行うこと。

### 3. 報告書の提出

受託者は、各業務実施終了後、都度速やかに報告書、写真を作成し、提出すること。

### 4. 事故防止と安全対策

- ・受託者は、業務着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故等の防止に努めること。
- ・受託者は、倒木等の異常が確認された場合は速やかに委託者へ報告するとともに、臨機の措置を講ずること。
- ・受託者は、作業の実施に際しては、秋田県北部老人福祉総合エリアの業務、利用者等の安全に十分注意し、必要な標識の設置並びに業務の妨げにならないよう処理を行うこと。

### 5. 留意事項

受託者は、作業により秋田県北部老人福祉総合エリア付属物を破損した場合は、監督職員に報告し、速やかに復元しなければならない。

### 6. 一般摘要事項

#### (1) 再委託の禁止

受託者は、この業務の履行につき全部、又は一部を他のものに再委託させてはならない。

#### (2) 権利義務の譲渡禁止

受託者は、この業務によって生じる権利、又は義務を第三者に譲渡、又は継承させてはならない。

#### (3) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関係法令、規則、条例等を遵守しなければならない。

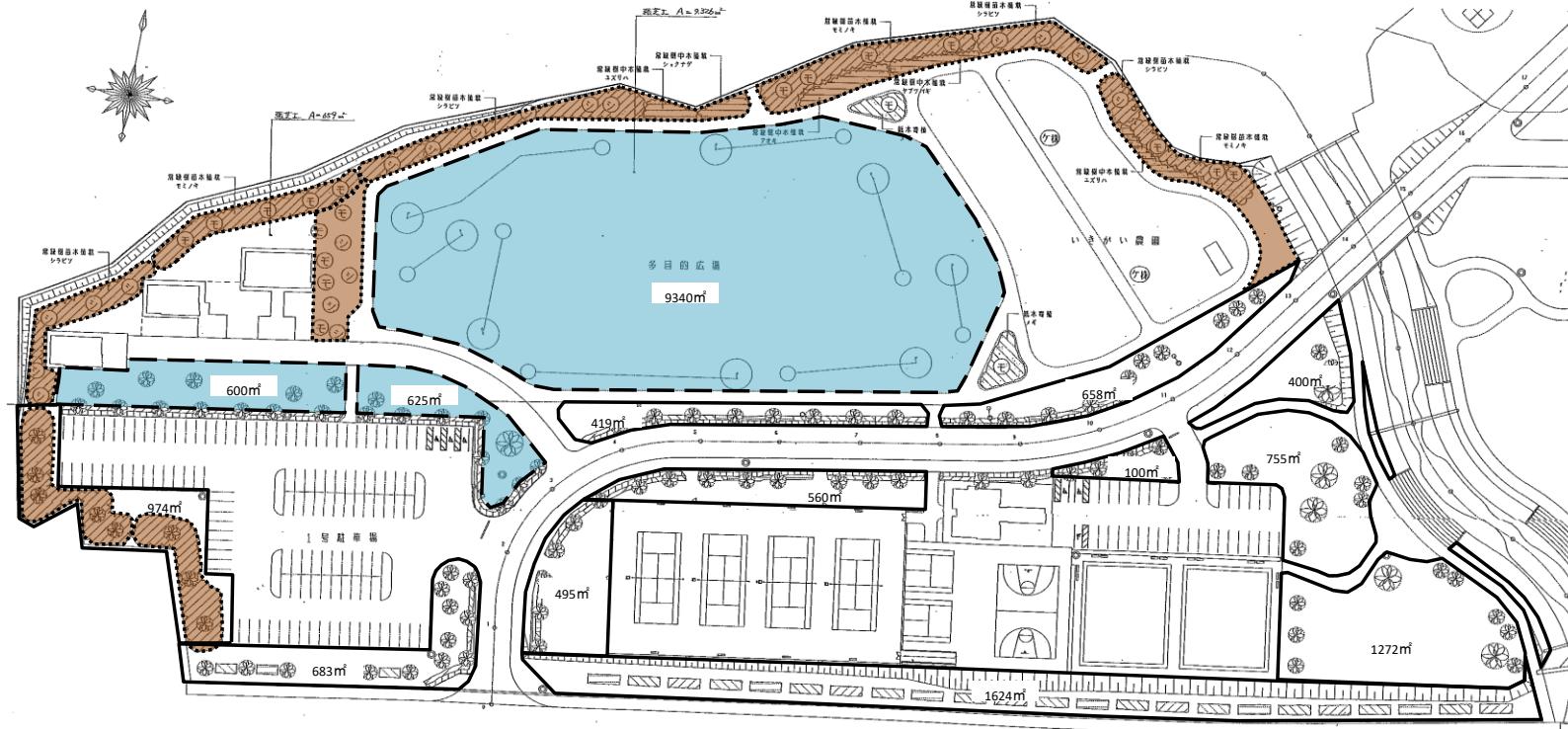
#### (4) 解除権

委託者は、受託者が仕様に違反して、又は著しく作業に不誠実で業務を履行する事が不可能である事が認められたときは、業務委託を解除することができる。

### 7. その他

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときには、秋田県北部老人福祉総合エリア所長と受託者で協議して定めるものとする。

## 秋田県北部老人福祉総合エリア



面積			
面積	面積名	面積	面積
29	丸太池及びL-L3		
6.8-1.5	シラビソ	10.3	
5.2-9.3-1.8	モクノキ	22.8	
3.1-19.110m <sup>2</sup>	樹木被覆地	175.9	樹木被覆地
8.8-1.5	樹木被覆地	313.0	樹木被覆地
78.1m <sup>2</sup>	モクナゲ	78.1m <sup>2</sup>	モクナゲ
164m <sup>2</sup>	モクモク	164m <sup>2</sup>	モクモク

芝刈り(張芝)

10565m<sup>2</sup>

芝刈り(芝地、草地)

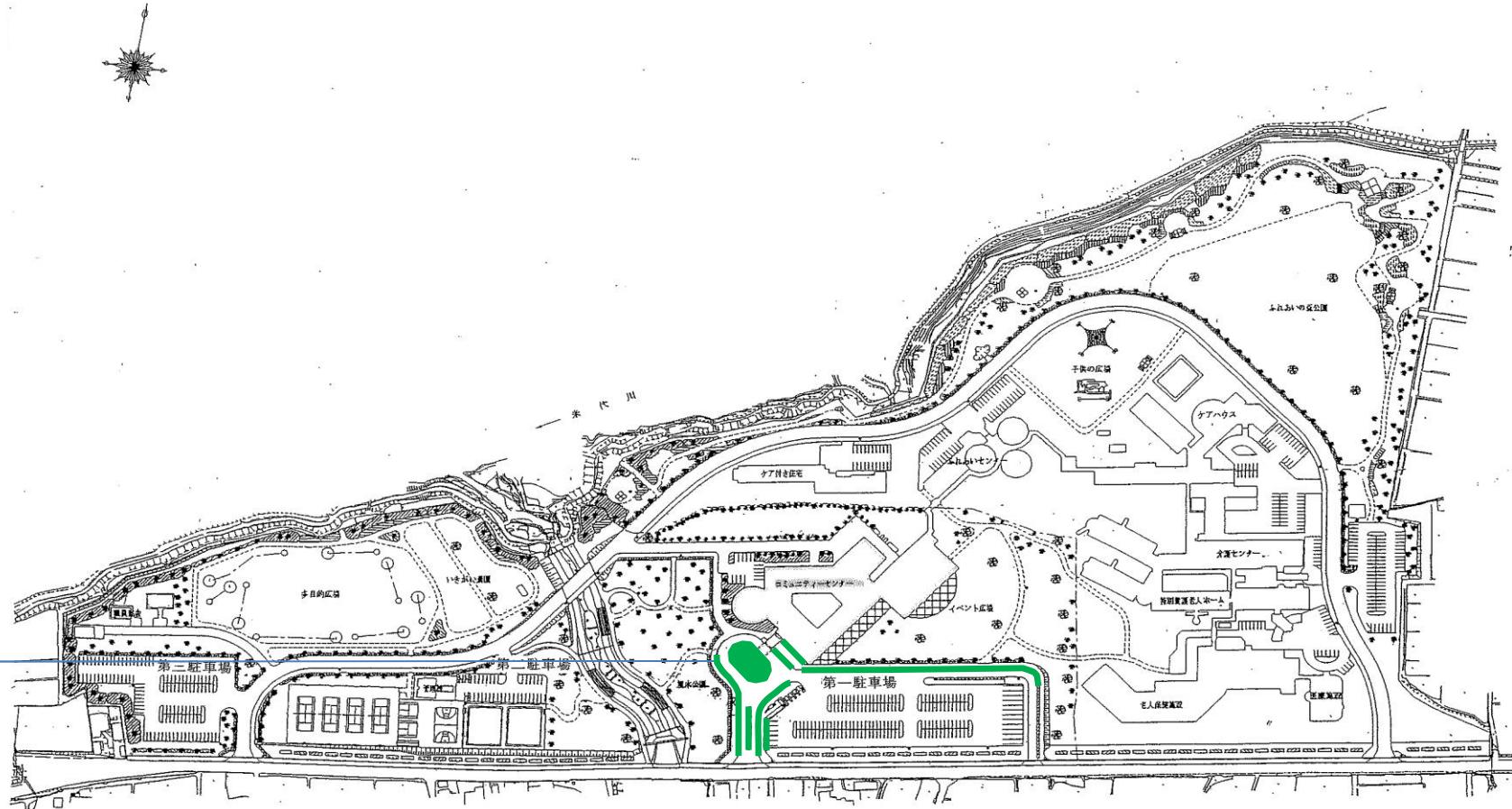
9145m<sup>2</sup>

樹木内除草

521本

芝・樹木業務位置図

## 秋田県北部老人福祉総合エリア



## 人力除草業務位置図

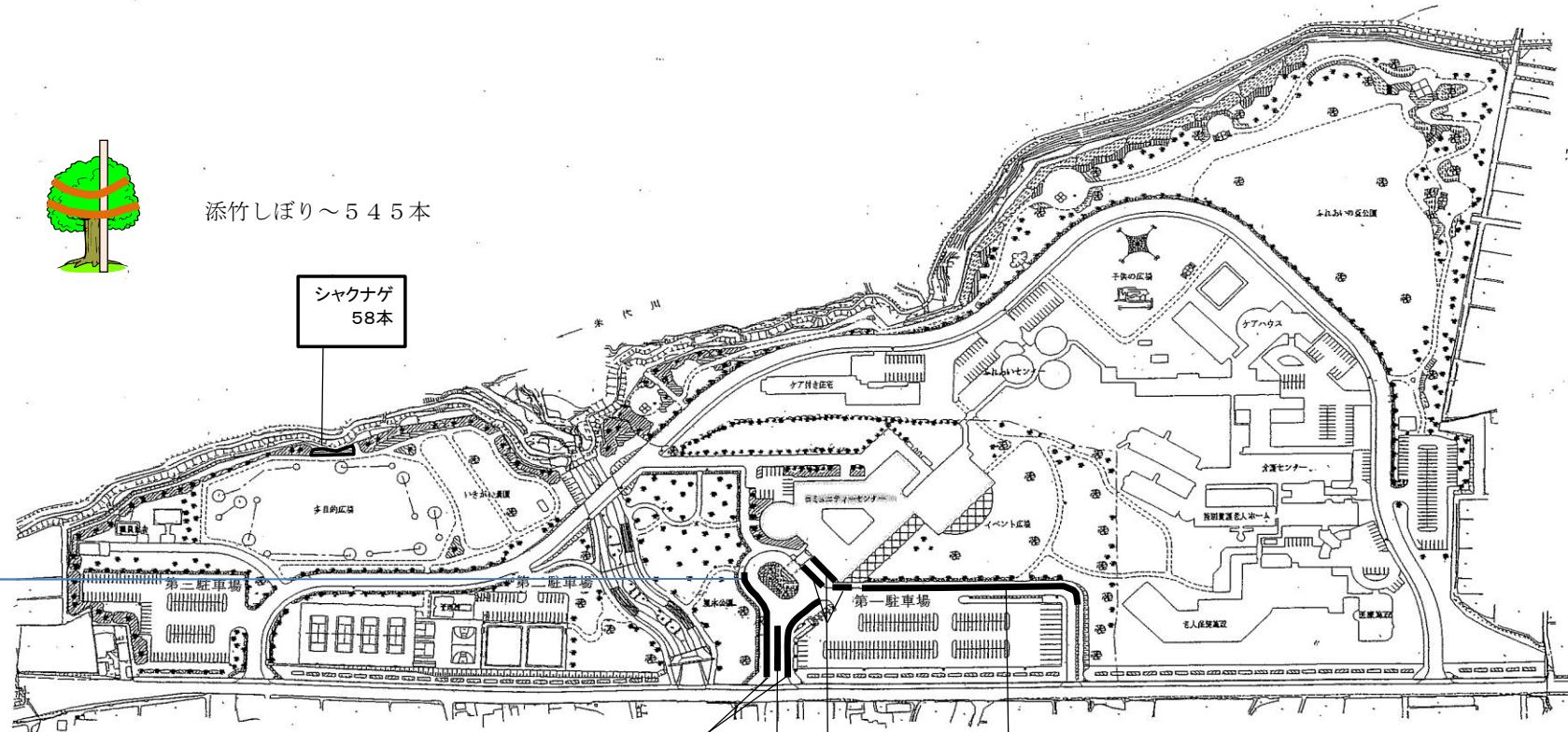
### 人力除草

## 秋田県北部老人福祉総合エリア



添竹しづり～545本

シャクナゲ  
58本



### 冬囲い業務位置図

イチイ 45本	ブンゲンストウヒ 12本	ドウダンツツジ 380本	玉ツツジ 50本
------------	-----------------	-----------------	-------------